

しゅ わ げん ご じょう れい

手話言語条例が できました!



みのお し しょうがい ひと ひと
箕面市では、障害のある人もない人も、
だれ 誰もが暮らしやすいまちづくりをめざし、
しゅわ げんごじょううれい せいてい
「手話言語条例」を制定しました。

「手話言語条例」とは

手話は単なるコミュニケーション手段でなく、独自の言語であることをふまえ、
手話に対する市民の理解を深め、あらゆる機会で手話を使ってコミュニケーションをとることができるまちづくりをめざし、市の考え方や取組、市民や事業者の役割を定めたものです。

手話ってなに?

手話は、耳の聞こえない人(ろう者など)が、話をするときに使うことばです。
日本語や英語と同じように、手話も独自の文法体系を持つ言語(ことば)です。

私たちの周りでは、「見えない」「聞こえない」など、さまざまな障害のあるかたが生活しています。

お互いにコミュニケーションの方法を少し工夫するだけで、多くのことを話したり、助け合ったりすることができます。

困っている人を見かけたら、まず声をかけ、相手の話をよく聞いて「何が必要なのか」を確認しましょう。

し 知つてほしいこと ~当事者の声~

おと はんのう ひと め じょうほう さが ひと
音に反応しない人、自分で情報を探している人がいたら、「聞こえないのかも」と
おも ぜんぱう はな
思つて、前方から話しかけてみてください。

ちょうかくしょうがいしゃ あいて くち うご め み
聴覚障害者にとって、相手の口の動きや目を見ることはとても大事なので、マスク
はず め み はな
は外して、目を見ながら話してほしいです。

また、障害があると分かっても遠慮はいりません。
ひつだん う もじ み あ
筆談や、スマホに打った文字を見せ合うなどして会話をしましょう!

しようがい やく だ 障害のあるかたとのコミュニケーションに役立つ こう ざ かつ どう さん か 講座やサークル活動にぜひご参加を!

し
市では、障害のあるかたとのコミュニケーションに役立つ、手話や要約筆記、
おん やく まな こう ざ かい さい
音訳などを学ぶ講座を開催しています。

ち いき
また、地域のみなさんによるサークル活動も盛んです。
かく しゅ こう ざ かつ どう さか
各種講座や、サークル活動について、詳しくは障害福祉室へお問い合わせください。

し
市では、この条例をもとに、さまざまな取組を進めています。

し 市の取組

- 手話の利用環境の整備など
- 手話を学ぶ機会の提供
- 学校などによる手話に対する理解の促進
- 事業者などによる手話に対する理解の促進



じょうれい
くわ
條例について、詳しくは市ホームページ(QRコード)を
らん
ご覧ください。



と
問い合わせ

みの お し けん こう ふく し ぶ しょうがい ふく し しつ
箕面市健康福祉部障害福祉室

電話番号072・727・9506 ファックス072・727・3539